

令和 6 年亀岡市議会定例会令和 7 年 2 月特別議会
条例一部改正資料
(新 旧 対 照 表)

亀岡市部設置条例（平成12年亀岡市条例第1号）新旧対照表

現 行	改 正 後（案）
（部の設置） 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、市長公室並びに部として<u>政策企画部</u>、生涯学習部、総務部、環境先進都市推進部、市民生活部、健康福祉部、こども未来部、産業観光部及び<u>まちづくり推進部</u> _____を設置する。 （分掌事務） 第2条 <u>市長公室及び各部</u>の分掌事務は、次のとおりとする。 市長公室 （1）～（4） （略） 政策企画部 （1）～（6） （略） 生涯学習部 （1）～（5） （略） 総務部 （1）～（10） （略） 環境先進都市推進部 （1）・（2） （略） 市民生活部 （1）～（6） （略） 健康福祉部 （1）～（3） （略） こども未来部 （1）・（2） （略）	（部の設置） 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、市長公室、<u>政策企画部</u> _____、生涯学習部、総務部、環境先進都市推進部、市民生活部、健康福祉部、こども未来部、産業観光部、<u>まちづくり推進部及び全国都市緑化フェア推進室</u>を設置する。 （分掌事務） 第2条 <u>前条に規定する部</u>の分掌事務は、次のとおりとする。 市長公室 （1）～（4） （略） 政策企画部 （1）～（6） （略） 生涯学習部 （1）～（5） （略） 総務部 （1）～（10） （略） 環境先進都市推進部 （1）・（2） （略） 市民生活部 （1）～（6） （略） 健康福祉部 （1）～（3） （略） こども未来部 （1）・（2） （略）

産業観光部

(1)～(4) (略)

まちづくり推進部

(1)～(9) (略)

産業観光部

(1)～(4) (略)

まちづくり推進部

(1)～(9) (略)

全国都市緑化フェア推進室

(1) 全国都市緑化フェアに関すること。